

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三七号）

1 軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認申請書及び相続人代表者指定（変更）届出書について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。（様式第五三号の四その一及びその二並びに様式第七六号関係）

2 この規則は、平成二三年六月一日から施行することとした。